

【かかりつけ薬局の基本的機能】

	届出書添付書類	通知該当頁	チェックリスト
I	当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関することを記載した省令手順書		<input type="checkbox"/> (このcheckは下記 i ~ x iii が確認出来て初めて、レをつける)
i	患者がかかりつけ薬剤師を選択できることとし、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行うこと。	p4-5:(1)①	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○患者がかかりつけ薬剤師を選択できること ○かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供及び指導等を一元的・継続的に行うこと 【チェックポイント】 施行通知(p4-5:(1)①ア(ア))の記載があれば可。
ii	患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと。	p4-5:(1)①	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録しておくこと 【チェックポイント】 施行通知(p4-5:(1)①ア(イ))の記載があれば可。
iii	患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと。	p5:(1)②	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組むこと 【チェックポイント】 施行通知(p5:(1)②ア(ア))の記載があれば可。
iv	患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと。	p5:(1)②	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○患者に使用された医薬品・服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組むこと 【チェックポイント】 施行通知(p5:(1)②ア(イ))の記載があれば可。
v	患者に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組むこと。	p5-6:(1)③	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○患者に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組むこと 【チェックポイント】 施行通知(p5-6:(1)③ア(ア))の記載があれば可。
vi	毎回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組むこと。	p5-6:(1)③	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○毎回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組むこと 【チェックポイント】 施行通知(p5-6:(1)③ア(イ))一段落目の記載があれば可。
vii	患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと。	p6-7:(1)④	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明するとともに活用を促すこと 【チェックポイント】 施行通知(p6-7:(1)④ア(ア))の記載があれば可。 お薬手帳の意義及び役割の内容については、患者への説明資料(Ⅲ参照)により確認する。
viii	お薬手帳利用者に、適切な利用方法を指導すること(医療機関・薬局への提示、体調の変化等の記録、自身で購入した薬の記入等)。	p6-7:(1)④	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○お薬手帳利用者に、適切な利用方法(医療機関・薬局への提示、体調の変化等の記録、自身で購入した薬の記入等)を指導すること 【チェックポイント】 施行通知(p6-7:(1)④ア(イ))の記載があれば可。 お薬手帳の利用方法については、患者への説明資料(Ⅲ参照)により確認する。
ix	お薬手帳の複数冊所持者に対し、お薬手帳の集約に努めること。	p6-7:(1)④	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○お薬手帳の複数冊所持者に対し、お薬手帳の集約に努めること 【チェックポイント】 施行通知(p6-7:(1)④ア(ウ))の記載があれば可。 お薬手帳の利用方法については、患者への説明資料(Ⅲ参照)により確認する。
x	薬剤師の基本的な役割の周知やかかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行い、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと。	p7-8:(1)⑤	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○初回来客時等に、薬剤師が調剤及び医薬品供給等を行う際の薬剤服用歴の管理、疑義紹介、服薬指導、残薬管理その他の基本的な役割を周知することに加えて、かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割及び適切な選び方を説明した上で、患者がかかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すこと 【チェックポイント】 施行通知(p7-8:(1)⑤ア(ア))の記載があれば可。 かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割については、患者への説明資料(Ⅳ参照)により確認する。
x i	開店時間外の電話相談等にも対応すること。かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師が対応すること。	p8:(1)⑥	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○開店時間外の電話相談等にも対応すること ○かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師が対応すること 【チェックポイント】 施行通知(p8:(1)⑥ア(ア))の記載があれば可。 開店時間外の相談体制については、患者への説明資料(Ⅴ参照)により確認する。

健康サポート薬局届出チェックリスト

【かかりつけ薬局の基本的機能】

届出書添付書類		通知該当頁	チェックリスト
x ii	医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用等の情報提供、処方提案に適切に取り組むこと。	p8-9:(1)⑧	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、副作用その他の服薬情報の情報提供及びそれに基づく処方の提案に適切に取り組むこと 【チェックポイント】 施行通知(p8-9:(1)⑧ア(ア))の記載があれば可。 医療機関への情報提供文書については、文書(Ⅶ参照)により確認する。
x iii	上記のiii、iv、v、vi、x、xi、xiiの実施に関して、薬剤服用歴に記載すること。		<input type="checkbox"/> 手順書に、iii、iv、v、vi、x、xi、xiiの実施に関して、薬剤服用歴に記載する旨の記載があること。
II	当該薬局に従事する薬剤師の氏名、勤務日及び勤務時間を示した勤務表	p4-5:(1)①	<input type="checkbox"/> 提示用の勤務表の作成 ○薬剤師の氏名 ○勤務日 ○勤務時間 <input type="checkbox"/> 勤務表の提示状況が確認できる書類 【チェックポイント】 施行通知(p4-5:(2)①イ)の内容が確認できれば可。 勤務表の提示状況が確認できる書類は、窓口で提示又は薬局内に掲示等していることが確認できる書類とし、HPのみは不可。 手順書の記載(I i)と齟齬がないこと。
III	お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための適切な資料	p6-7:(1)④	<input type="checkbox"/> 資料の作成 ○お薬手帳の意義 ○役割 ○利用方法 【チェックポイント】 お薬手帳の意義及び役割等については「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成27年11月27日通知)を、利用方法については施行通知(p6-7:(1)④ア(イ))の内容を参照して作成したものであること。 手順書の記載(I vii～ix)と齟齬がないこと。
IV	かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための適切な資料	p7-8:(1)⑤	<input type="checkbox"/> 資料の作成 ○かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割 【チェックポイント】 施行通知(p7-8:(1)⑤イ)の内容が確認できれば可。 手順書の記載(I x)と齟齬がないこと。
V	当該薬局薬剤師に24時間直接相談できる連絡先電話番号等について、事前に患者等に対して説明し交付するための文書	p8:(1)⑥	<input type="checkbox"/> 交付文書(薬袋記載でも可)の作成 ○24時間直接相談できる電話番号等 ○緊急時の注意事項等(近隣の薬局との連携体制を構築している場合は、その薬局の所在地、名称、連絡先等電話番号等を含む。) 【チェックポイント】 施行通知(p8:(1)⑥イ)の内容が確認できれば可。 手順書の記載(I xi)と齟齬がないこと。
VI	直近1年間の薬剤服用歴の記録や薬学的管理指導計画書の写し等の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類	p8:(1)⑦	<input type="checkbox"/> 在宅対応書類(直近1年間の実績がわかるもの) ○在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績 例)薬剤服用歴、薬学的管理指導計画書の写し 【チェックポイント】 少なくとも一人以上の在宅患者に対する実績が確認できること。
VII	医療機関に対して情報提供の際の文書様式	p8-9:(1)⑧	<input type="checkbox"/> 医療機関への情報提供様式 ○副作用 ○患者が薬剤の用法及び用量に従って服薬しているか否かに関する状況 ○服薬期間中の体調の変化等の患者の訴えに関する情報 【チェックポイント】 施行通知(p8-9:(1)⑧イ)の内容を実施する際の情報提供文書として、少なくとも上記の情報が記載されていることが望ましい。 手順書の記載(I xii)と齟齬がないこと。

【健康サポート機能】

届出書添付書類	通知該当頁	チェックリスト
I 当該薬局の業務実態を踏まえて、以下の事項に関する内容を記載した健康サポート業務手順書		<input type="checkbox"/> (このcheckは下記 i ~ vi が確認出来て初めて、レをつける) 【チェックポイント】 ①サポート手順書を分冊とする、又は②省令手順書に「健康サポート薬局に関する事項」と項目を設けて対応する、いずれでも可。①②いずれかを窓口で最初に確認し、②の場合は該当部分のみ提出を求めても良い。
i 要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと。	p9-10:(2)①	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うこと 【チェックポイント】 施行通知(p9-10:(2)①ア(ア))の記載があれば可。
ii 健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施すること。	p9-10:(2)①	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○健康に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応すること。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施すること 【チェックポイント】 施行通知(p9-10:(2)①ア(イ))の記載があれば可。
iii 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。	p10:(2)②	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○健康の保持増進に関する相談に対し、地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと ・地域包括支援センター ・居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション ・健康診断や保健指導の実施機関 ・市区町村保健センター等の行政機関 ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施者 【チェックポイント】 施行通知(p10:(2)②ア(ア))の記載があれば可。
iv 上記 i ~ iii に基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること。	p11-12:(2)④	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○受診勧奨又は紹介を行う際に、薬局利用者の同意が得られた場合には、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供すること 【チェックポイント】 施行通知(p11-12:(2)④ア)の記載があれば可。 紹介文書の内容については、紹介文書(Ⅲ参照)により確認する。
v 以下のような場合に受診勧奨すること。 ・医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。 ・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨すること。 ・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に受診勧奨すること。	p14-15:(6)①	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○以下のような場合に受診勧奨すること。 ・医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合 ・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合 ・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合 ・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合 ・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合 【チェックポイント】 施行通知(p14-15:(6)①エ(ア)~(オ))すべての記載があること。
vi 要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。	p15:(6)②	<input type="checkbox"/> 手順書記載事項 ○要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること 【チェックポイント】 施行通知(p15:(6)②ア(ア))の記載があれば可。
II 以下の事項を満たした医療機関その他の連携機関先のリスト ・地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断等の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含 ・医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先(電話番号、担当者名等)が記入できる様式であること。	p10-11:(2)③	<input type="checkbox"/> 連携機関先のリストの作成 ○地域における医療機関、地域包括支援センター、介護事業所、訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。 ○医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先(電話番号、担当者名等)が記入できる様式であること。 【チェックポイント】 施行通知(p10-11:(2)③)の内容が確認できること。

【健康サポート機能】

	届出書添付書類	通知該当頁	チェックリスト
Ⅲ	以下の内容を記載できる紹介文書 ・紹介先に関する情報、紹介元の薬局・薬剤師に関する情報、紹介文書を記載した年月日、薬局利用者に関する情報、相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報、薬剤師から見た紹介理由、その他特筆すべき事項	p11-12:(2)④	<input type="checkbox"/> 連携機関に対する紹介文書の様式の作成 <input type="checkbox"/> 紹介先に関する情報 <input type="checkbox"/> 紹介元の薬局・薬剤師に関する情報 <input type="checkbox"/> 紹介文書を記載した年月日 <input type="checkbox"/> 薬局利用者に関する情報 <input type="checkbox"/> 相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報 <input type="checkbox"/> 紹介理由 <input type="checkbox"/> その他特筆すべき事項 【チェックポイント】 施行通知(p11-12:(2)④イ)の内容が記載されていること。 手順書の記載(Ⅰiv)と齟齬がないこと。
Ⅳ	地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料(事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの)	p12:(2)⑤	<input type="checkbox"/> 各種事業等の参加実績又は参加予定が確認できる資料 地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できること(事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かるもの) 【チェックポイント】 取組例は施行通知(p12:(2)⑤ア)及び「疑義解釈資料の送付について(その3)」(厚生労働省保険局医療課通知)のとおり。 参加実績は概ね過去一年以内のもの、参加予定は概ね一年以内のものが望ましい。
Ⅴ	有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証及び勤務体制が確認できる資料	p13:(3)⑥	<input type="checkbox"/> 研修修了証の写し <input type="checkbox"/> 勤務体制が確認できる資料 【チェックポイント】 研修修了証は、窓口にて原本照合が必要。 勤務体制は、かかりつけ薬局の基本的機能Ⅱの添付書類と重複可。 どの薬剤師が研修修了薬剤師かわかるように明示してあること。
Ⅵ	Ⅵ. 個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料	p13:(4)②	<input type="checkbox"/> 個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料 【チェックポイント】 パーテーションの場合は設置の状況が確認できる写真、スピーチプライバシー装置の場合は装置のカタログや設置の状況が確認できる施工図面等が考えられる。 また、薬局の情報提供カウンターとの兼用可。
Ⅶ	薬局の外側に掲示予定のもの(健康サポート薬局、要指導医薬品等に関する助言や健康に関する相談を積極的に行っている旨)が確認できる資料	p13-14:(5)①	<input type="checkbox"/> 薬局の外側に掲示予定のもの(健康サポート薬局、要指導医薬品等に関する助言や健康に関する相談を積極的に行っている旨)が確認できる資料 【チェックポイント】 施行通知(p13-14:(5)①ア)の内容が確認できれば可。
Ⅷ	薬局の中で提示予定のもの(実施している健康サポートの具体的な内容)が確認できる資料	p14:(5)②	<input type="checkbox"/> 薬局の中で提示予定のもの(実施している健康サポートの具体的な内容)が確認できる資料 【チェックポイント】 施行通知(p13-14:(5)②ア)の内容が確認できれば可。
Ⅸ	要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト	p14-15:(6)①	<input type="checkbox"/> 要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト 【チェックポイント】 施行通知別紙2の薬効群毎に分類すること。 要指導医薬品等については、薬局において基本的な薬効群ごとに少なくとも1品目以上備えること。
X	衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト	p14-15:(6)①	<input type="checkbox"/> 衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト 【チェックポイント】 衛生材料、介護用品については、薬局において少なくとも1品目以上備えること。
XⅠ	開店している営業日、開店時間を記載した文書	p15-16:(7)③	<input type="checkbox"/> 開店している営業日、開店時間を記載した文書 地域の実情に応じて、平日の営業日には連続して開局し、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には4時間以上開局していること。
XⅡ	要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料	p16:(8)①	<input type="checkbox"/> 要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料
XⅢ	積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料(取組の概要、参加人数、場所及び日時等が分かるもの)	p16:(8)②	<input type="checkbox"/> 積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料(取組の概要、参加人数、場所及び日時等が分かるもの) 【チェックポイント】 過去一年以内の取組が一つ以上確認できること。
XⅣ	薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料(取組の概要等が分かるもの)	p16-17:(8)③	<input type="checkbox"/> 薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料(取組の概要等が分かるもの) 【チェックポイント】 過去一年以内の取組の発信が一つ以上確認できること。
XⅤ	国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料	p17:(8)④	<input type="checkbox"/> 国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料

(別紙2)

薬効群名
かぜ薬(内用)
解熱鎮痛薬
催眠鎮静薬
眠気防止薬
鎮うん薬(乗物酔防止薬、つわり用薬を含む。)
小児鎮静薬(小児五疳薬等)
その他の精神神経用薬
ヒスタミンH2 受容体拮抗剤含有薬
制酸薬
健胃薬
整腸薬
制酸・健胃・消化・整腸を2以上標榜するもの
胃腸鎮痛鎮けい薬
止瀉薬
瀉下薬(下剤)
浣腸薬
強心薬(センソ含有製剤等)
動脈硬化用薬(リノール酸、レシチン主薬製剤等)
その他の循環器・血液用薬
鎮咳去痰薬
含嗽薬
内用痔疾用剤、外用痔疾用剤
その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬
ビタミン主薬製剤、ビタミンA 主薬製剤、ビタミンD 主薬製剤、ビタミンE 主薬製剤、ビタミン B1 主薬製剤、ビタミンB2 主薬製剤、ビタミンB6 主薬製剤、ビタミンC 主薬製剤、ビタミンAD 主薬製剤、ビタミン B2B6主薬製剤、ビタミンEC 主薬製剤、ビタミンB1B6B12 主薬製剤、ビタミン含有保健薬(ビタミン剤等)、カルシウム主薬製剤、タンパク・アミノ酸主薬製剤
その他の滋養強壮保健薬
婦人薬
その他の女性用薬
抗ヒスタミン薬主薬製剤
その他のアレルギー用薬
殺菌消毒薬(特殊絆創膏を含む)
しもやけ・あかざれ用薬
化膿性疾患用薬
鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬(パップ剤を含む)
みずむし・たむし用薬
皮膚軟化薬(吸出しを含む)
毛髪用薬(発毛、養毛、ふけ、かゆみ止め用薬等)
その他の外皮用薬
一般点眼薬、人工涙液、洗眼薬
抗菌性点眼薬
アレルギー用点眼薬
鼻炎用内服薬、鼻炎用点鼻薬
口腔咽喉薬(せき、たんを標榜しないローチ剤を含む)
口内炎用薬
歯痛・歯槽膿漏薬
禁煙補助剤
漢方製剤、生薬製剤(他の薬効群に属さない製剤)、生薬主薬製剤
消毒薬
殺虫薬